

諮問番号 平成30年諮問第1号

答申番号 平成30年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、港区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の○に対し平成○年○月○日付けで行った保育所入所内定処分（以下「本件処分」という。）について、本件処分の取消し等を求めるものであり、その理由は、保育園入園申込みの書類において、世帯指数の算出に誤りがあり、本来の点数より低く算出されていたため、平成○年○月入所一時利用調整時に希望する園に入ることができなかった、というものである。

2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

審理員意見書のとおり、本件処分について、違法であると言うことはできず、また、明白かつ重大な瑕疵があり是正すべきものとは言えないことから、本件処分が不当であるとは認められないと考えられる。このことから、本件審査請求について、理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第2項の規定に基づき棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 法令等の規定について

- （1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）は、第24条第1項において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の理由により、その監護すべ

き乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合、当該児童を保育所等で保育しなければならない旨規定し、同条第3項において、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所等の利用について、調整を行うとともに、認定こども園の設置者等に対し、児童の利用の要請を行う旨等を規定している。

(2) 港区保育の実施に関する条例（昭和62年港区条例第7号）第2条は、保育の実施は、児童の保護者が、当該児童について、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けた場合に行う旨を規定している。

(3) 港区保育の実施に関する条例施行規則（平成10年港区規則第93号）は、第3条で入所の申込みについて、第4条で入所者の選考、決定等について定めており、同規則第4条第1項には、一の保育所について、当該保育所に入所の申込みをした児童の全てを入所させた場合、当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる旨規定している。

(4) 港区保育の実施に関する事務取扱要綱（昭和55年4月25日55港福祉第163号）は、第6条で保育が必要な状況の把握について、第7条で入所の内定について、第8条で選考基準について、それぞれ定めており、同条第1項において、入所の選考は、同要綱別表第1の指数に同要綱別表第2の調整指数を加えた指数の高位者順に内定し、同一指数の場合は、港区保育所入所選考基準適用要領（平成22年1月18日21港子字第2010号）によるものとする旨規定している。

港区保育の実施に関する事務取扱要綱別表第1には、保育が必要な事由 番号1「就労」につき、「週5日以上就労で、1日8時間以上の就労を常態としていることが確認できる者」の基準指数は「20」、「週4日以上就労で、1日8時間以上の就労を常態としていることが確認できる者」の基準指数は「17」と規定されている。

(5) 港区保育所入所選考基準適用要領は、指数の設定、港区保育の実

施に関する事務取扱要綱別表における用語の解釈、指数が同位で競合する場合の取扱い等について定めており、港区保育所入所選考基準適用要領第6条（1）には、「勤務時間」は、勤務の間に挟まれた休憩時間は勤務時間に含めるが通勤に要する時間は含めない旨、同条（2）には、「就労を常態としていることの確認」は、勤務証明書に記載された内容により判断するものとし、必要に応じて直近1か月以上のタイムカード、出勤簿等により行う旨等が規定されている。

2 本件処分について

（1）処分庁は、審査請求人が提出した平成○年○月及び○月に提出した勤務証明書（以下「平成○年に提出した勤務証明書」という。）の記載に基づき、審査請求人の基準指数を○○点と算出し、第1希望及び第2希望の保育所については、他の入所希望者より指数が低かったため抽選にかからず、不承諾とした。

（2）審査請求人が平成○年に提出した勤務証明書には、勤務時間及び3か月間の勤務日数の記載があった。なお、欄外に注意書きの文言が印刷されていた。

（3）処分庁は、上記（2）の各記載内容から、「審査請求人は、週○日の勤務を○曜から○曜の間でしており、○曜から○曜は○時から○○時までの○時間の勤務だが、○曜は○時から○時○○分までで、定休日は○曜のみで、3か月の平均勤務日数は○○日で、○曜日を含む週○日勤務である」と判断した（以下「本件判断」という。）。そして、基準指数の算定につき、「就労時間は休憩時間を含めた時間で判断」し、「基準指数は、常態としている日数や時間で判断し、週によって日数が少ない、日によって時間が短い場合は、少ない日数、短い時間での判断」することとされていることから、審査請求人の基準指数を「週○日以上就労で、1日○時間以上の就労を常態としていることが確認できる者」として「○○点」と算出した。

3 本件処分が違法か否かについて

（1）審査請求人は、平成○年に提出した勤務証明書の記載内容は審査請求人の勤務実態と異なっているから、処分庁の本件判断には誤り

があると主張するので検討するが、平成○年に提出した勤務証明書の記載内容によれば、処分庁による本件判断が誤りであると認定することはできない。

なお、審査請求人は、産前・産後休暇の日数、年末年始の休業日が考慮されていなかった事も今回の誤解を生じた原因ではないかとも述べているが、年末年始の休業日は、事業者により区々であり、特記事項欄等にも記載がない。審査請求人が平成○年に提出した勤務証明書に記載された産前産後休暇期間を考慮に入れ、審査請求人の○月の勤務日数が○○日であること、当該○月を除いた3か月間の平均勤務日数等について検証しても、本件判断に特段の誤りは見いだされない。

従って、処分庁が、審査請求人が平成○年に提出した勤務証明書の記載内容により判断して行った本件処分が誤りで違法であると言うことはできない。

- (2) また、審査請求人は、○○地区総合支所区民課保健福祉係の窓口（以下「本件窓口」という。）の担当者が、審査請求人が平成○年に提出した勤務証明書を受領するに際し、審査請求人に対し、勤務証明書と勤務実態の内容確認や、不備の指摘をしていれば、審査請求人が勤務証明書を再提出することができたとも主張する。

平成○年に審査請求人が再提出した勤務証明書の記載によれば、審査請求人が週○～○日勤務であることを確認することができ、勤務証明書の記載内容により、審査請求人の基準指数は、「週○日以上就労で、1日○時間以上の就労を常態としていることが確認できる者」として「○○点」と算定されることとなるとも考えられる。

この点に関し、審査請求人は、本件窓口の担当者から、審査請求人が平成○年に提出した勤務証明書に対して、本件窓口において特に確認等はなされなかった旨述べている。

- (3) そこで、本件窓口において、保育所入所申込み等に係る書類を受領するに際し、審査請求人に対し、同人に係る勤務証明書の記載内容及び勤務実態等の確認をすべき義務があったかについて、次に検討する。

保育所入所等の選考における指数の決定は、港区保育の実施に関する事務取扱要綱及び港区保育所入所選考基準適用要領等の規定に

基づき、利用調整会議の審査により決定されることとされており、本件窓口の担当者個人には、決定権限はない。

そして、保育所入所等の選考は、申込みを行う保護者から提出された書類等により行われることとされているから、入所申込みに当たり、審査請求人が持参した書類を受領するに際し、本件窓口の担当者が、明らかな矛盾や記載漏れ等がないかを確認して当該書類を受理したことに違法はなく、他方、審査請求人から提出された書類に明らかな矛盾や記載漏れ等がない場合に、本件窓口において、それに加えて、審査請求人に対し勤務証明書の記載内容及び勤務実態等の確認をしなければならない法的義務は認められないと言ふべきである。

従って、審査請求人が平成〇年に提出した勤務証明書には、一見して明らかな矛盾や記載漏れ等はなかったのであるから、本件窓口の担当者が、審査請求人に対し、審査請求人の勤務証明書の記載内容及び勤務実態等の確認等をしなかったとしても、本件処分が違法であるとは言ふことはできない。

(4) 従って、審査請求人が平成〇年に提出した勤務証明書の記載内容により行われた本件処分が違法であるとは言えない。

4 上記以外の違法性又は不当性について

(1) 本件処分により、審査請求人の子は第3希望の保育所に入所したのであるが、審査請求人は、上記3(2)記載のとおり、本件窓口において審査請求人に係る勤務証明書に対して不備等の指摘がなされていれば、勤務証明書を再提出することができた等と主張して、審査請求人の子につき、第1希望又は第2希望の保育所への入所(又は転園)を許可するよう求めている。

(2) そこで、区は、「保護者が希望する、より希望順位の高い保育所等において保育を受けさせなければならない義務」を負うかにつき、検討する。

児童福祉法は、上記1(1)記載のとおり、区が、保育を必要とする児童につき、保育所等における保育の実施義務を負う旨を規定しているが(第24条第1項)、他方、保育所等が不足する場合等には、利用調整を行うことができる旨規定していること(第24条

第3項)からすると、「保護者が希望した特定の保育所において保育しなければならない義務」までを定めたものとは言えない。

また、港区で、保護者が保育所等の利用申込みをするに当たり、利用を希望する保育所を希望順に記載することになっているが、他方、一の保育所について、当該保育所に入所の申込みをした児童の全てを入所させた場合、当該保育所における適切な保育の実施が困難となる等やむを得ない場合には当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考できる旨、港区保育の実施に関する条例施行規則に定められている(上記1(3))。

これらを併せ考慮すると、上記規定の趣旨は、区が、保護者の希望を可能な限り踏まえた上での確な利用調整を行うべきことを定めたものであると解され、「保護者が希望する、より希望順位の高い保育所等において保育を受ける権利」までを保護者に保障したものと言うことはできない。

従って、区は、保護者が希望する、より順位の高い保育所等において保育を受けさせなければならない法的義務を負うものではなく、本件処分が違法であると言うことはできない。

(3) もっとも、本件処分が違法でないとしても、本件処分に重大かつ明白な瑕疵があり是正すべきと評価される場合には、本件処分が不当となると解されるので、以下、更に検討する。

審査請求人が主張する上記3(2)記載の事情によれば、審査請求人が自己に係る平成〇年に提出した勤務証明書には問題なく基準指数〇〇点であると誤信したとしてもやむを得ないとも思われ、仮に、審査請求人が上記誤信せず、本件処分の時点において平成〇年に審査請求人が再提出した勤務証明書を提出していたとすれば、審査請求人の子は、第3希望の保育所ではなく、第1希望又は第2希望の保育所に入所できた可能性があると考えられる。

しかし、現在、審査請求人の子は、保護者が希望した、第3希望の保育所に入所して通所しているのであるから、保護者が希望した保育所における保育を受ける利益を享受していると言うことができる。

また、審査請求人の子が第3希望の保育所に入所したことについて、審査請求人から、具体的な不利益の主張は無い。

他方、仮に、本件処分を取り消して、審査請求人の子を第1希望又は第2希望の保育所に入所させようとする、当該保育所に通所している他の児童を転園させるか、当該保育所の定員を増加するための措置等が必要となるから、多大な混乱を生ずることが予想される。

以上を総合考慮すると、本件処分につき、これを取り消して是正しなければならないほどの明白かつ重大な瑕疵があるとまで評価することはできないと思料する。

また、審査請求人は、審査請求人の子の転園申請に係る審査に当たり、保育利用調整指数の減点なしで最優先に転園を許可することを求めているが、転園申請に係る審査は、転園を希望する各児童について、同一の基準に基づき公正に行うべきものであるから、審査請求人の子のみを優遇した基準により審査することは、公正に反し許されないと解される。

従って、本件処分に明白かつ重大な瑕疵があり是正すべきものとは言えず、本件処分が不当であるとは認められない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 平成○年○月○日 審査庁から諮問書の受付
- 2 平成○年○月○日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

- 2 調査権限の行使について

審査請求人は、法第81条第3項において準用する法第75条第1

項及び第76条の規定に基づく口頭意見陳述申立て及び主張書面の提出を希望しなかった。

また、当審査会は、法第74条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

4 本件処分の適法性及び妥当性について

当審査会は、審査請求書、弁明書及び審理員意見書を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであり、申込みの段階で書面に明らかな記載漏れ等があれば問題があるので補正を命ずることとなるが、本件処分の場合、一見して正しいものとして受け取るということに不合理な点はないとの結論に至った。

それゆえ、処分庁が、審査請求人が平成〇年に提出した勤務証明書に基づき、本件判断をし、本件処分を行ったことが、不合理であるとはいえず、違法又は不当は認められない。なお、検討の中で、本件処分に係る審査請求を考えると、今後案内における記載をわかりやすいものにするなどすると親切ではないかとの意見があったことを申し添えておく。

5 審査会の判断について

以上のことから、当審査会への諮問の適正性、並びに審理員が行った審理手続の適正性、並びに本件処分の適法性及び妥当性については、いずれも適正、適法かつ妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会